

4月から

手数料・使用料を値上げ

行政改革大綱に基づき、受益者負担の観点から、手数料・使用料が見直され、4月から値上げや利用区分の改正などが行われます。

主な改正は、次のとおりです。

○住民票及び戸籍の付票の写しの交付、印鑑証明、納税証明などの手数料

200円→300円

○嘉麻斎場使用料

大人（13歳以上）

無料→1万円

小人・死産児

無料→5千円



確井庁舎窓口

○なつきの湯の使用料の利用区分の改正

| 区分 | 金額 |
|----------|------|
| 一般 | 310円 |
| 高齢者及び障害者 | 210円 |
| 小学生 | 150円 |
| 就学前児童 | 無料 |



| 区分 | 金額 |
|------------|------|
| 12歳以上70歳未満 | 310円 |
| 70歳以上及び障害者 | 210円 |
| 6歳以上12歳未満 | 150円 |
| 6歳未満 | 無料 |

※この他、憩の家などの社会福祉施設や学校施設、公民館などの生涯学習施設やテニスコートや野球場などの体育施設の使用料も見直されています。

市バス料金を統一 市内全線100円



嘉穂地区と山田地区で運行している市バス料金を4月から山田地区の料金に合わせて統一します。

料金は、市内路線で一人1乗車につき大人（中学生以上）100円、小学生50円、市内定期券は、1カ月で大人3000円、小学生1500円となります。

今回の条例制定により、嘉穂地区の料金が値下げになります。

なお、桂川駅行き市バス運賃は、変わらず、一人1乗車につき大人（中学生以上）300円、小学生150円です。

12月補正予算

一般会計 7,241万4千円増額

総額 247億8,794万6千円

国民健康保険特別会計 1,555万4千円増額

総額 61億767万1千円

老人保健特別会計 287万9千円減額

総額 67億6,072万6千円

住宅新築資金等特別会計 補正なし

総額 1億3,625万3千円

介護保険事業特別会計 1億6,676万円増額

総額 48億9,719万円

水道事業会計 4,735万7千円増額

総額 10億5,761万7千円

総額/2億9,920万6千円増額の437億4,740万3千円

一般会計補正の主なもの

(歳入)

障害者自立支援医療費国・県負担金 4,403万5千円増
財政調整基金繰入金 5億1,039万9千円減
前年度繰越金 4億8,775万9千円増

(歳出)

一般職・特別職の給与等 2億1,997万1千円減
障害者自立支援医療給付費 5,871万5千円増
小・中学校維持補修工事 804万円増



4小中学校の補修工事(写真:山田中学校)